

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年9月7日			
住所（法事にあつては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区久我西出町5番15		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） フィルネクスト株式会社 代表取締役社長 但田哲男			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	25 台	25 台	0 台	25 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	19 台	19 台	0 台	19 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	11.4	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	環境マネジメントシステムに沿った設備管理基準書にて、設備担当者が日々簡易点検を実施している。またメーカーによる点検記録については、必要に応じ確認できるようになっている。			
	廃棄時	機器の設置ならびに廃棄に関しては、外部の専門業者に委託を行って実施しています、フロン回収は改修依頼書を発行し引取・回収証明書の受理を行っている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	環境マネジメントシステムに沿った設備管理基準書にて、設備担当者が日々簡易点検を実施している。またメーカーによる点検記録については、必要に応じ確認できるようになっている。			
	廃棄時	機器の設置ならびに廃棄に関しては、外部の専門業者に委託を行って実施しています、フロン回収は改修依頼書を発行し引取・回収証明書の受理を行っている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器更新時にはトッランナー機器の導入を第一としていますノンフロン製品に切り替えていく 飲料メーカーが設置する自販機においてはノンフロン製品を設置してもらう様にする				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。